

## 平成31年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成31年1月30日（水）午後2時00分開議

### 議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 平成30年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 特定地域型保育事業者の公表について
- 日程第4 議案第1号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について
- 日程第5 議案第2号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議案第3号 瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示について
- 日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 意見聴取 瑞穂市史編さん委員会設置条例の制定について
- 日程第9 教育長の報告
- 日程第10 その他
- 閉会の宣言

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明  
加 藤 悟  
森 下 伊三男  
加木屋 加緒里

### ○本日の会議に欠席した委員

福 野 佐代子

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

教育次長	山 本 康 義
教育総務課長	矢 野 隆 博
学校教育課長	小 川 瑞 樹
学校教育課総括課長補佐	泉 大 作
幼児支援課長	林 美 穂
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	佐 藤 彰 道
生涯学習課主幹	國 枝 孝 治
生涯学習課総括課長補佐	児 玉 睦

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課総括課長補佐	松 島 孝 明
-------------	---------

**○傍聴者**

1 名

**開会及び開議の宣告**

- 教育長** 今回は傍聴希望者がお見えになりますが、審議いただく案件については、人事案件等、非公開の案件がありませんので傍聴希望者にお入りいただきとうと思っておりますがよろしいでしょうか。
- 各委員** 異議なし。
- 教育長** それではよろしくお願ひします。
- 教育長** 只今から平成 3 1 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。
- 

**日程第 1 平成 3 0 年第 1 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について**

- 教育長** 日程第 1 平成 3 0 年第 1 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。
- 事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。
- 異議がないようですので、平成 3 0 年第 1 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。
- 

**日程第 2 会議録署名委員の指名について**

- 教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。
- 森下委員にお願い致します。
- 

**日程第 3 報告第 1 号 特定地域型保育事業者の公表について**

- 教育長** 日程第 3 報告第 1 号 特定地域型保育事業者の公表について、議題と致します。
- 事務局より説明を求めます。
- 幼児支援課長** 日程第 3 報告第 1 号 特定地域型保育事業者の公表について別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。平成 3 1 年 1 月 3 0 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 3 条の規定により特定地域型保育事業者を公表するた

め、瑞穂市教育委員会告示を行ったもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 市内ではこういった施設は三つ目ですか。

○**幼児支援課長** 「ニチイキッズ」、「まめっこ」に続いて三つ目になります。

○**加藤委員** 給食の状況として専用の調理施設があるようですが、調理員が2人となっていていますが、栄養管理関係の方とかはいらっしゃいますか。

○**幼児支援課長** 栄養士ということでは聞いておりませんので、調理員さんだけだと思います。公立保育所のメニューをお渡ししており、それを参考に作って見えます。

○**教育長** 公立の給食メニューを作成するのは管理栄養士が行っており、さまざまな計算をし、適切なカロリー、栄養価などを考えて作っています。それをお渡しし、それに準じて作っていますので、調理員さんが2人みえるということですね。

○**森下委員** 調理施設の住所がありますが、「わぷらす」の北方町の保育施設の近隣にあるのでしょうか。

○**幼児支援課長** 同じ場所ではありませんが、近い場所に給食室を設けられています。30分以内には子どもたちが食べられることができないといけませんので、そういった状況の場所だということを確認させていただきました。

○**教育長** 二つの小規模保育施設に対して法律に基づいて30分以内に給食を運ぶことができる専用調理施設があるということですね。

○**森下委員** 北方町の施設にはだいたい何人くらいが在園されていますか。

○**幼児支援課長** 19人です。

○**森下委員** 最大でも38人分の調理をするということですね。

○**教育長** 小規模保育施設の定員は最大で19人となっています。連携施設が北方幼稚園となっているのはどういう意味合いですか。

○**幼児支援課長** 北方町において先に「ちびっこ園。」が開設されていますので、その段階で北方幼稚園と「ちびっこ園。」が連携をしており、その連携を瑞穂の保育施設にもしていただけると伺っています。

○**教育長** 連携というのは。

○**幼児支援課長** 施設単位で何かあったとき、例えば大きな病気に感染した時とかに「こちらの園で保育できないとき」に「そちらの園で保育してもらった」ということになります。

○**教育長** 連携施設は置かなければいけないのですか。

○**幼児支援課長** はい。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第1号 特定地域型保育事業者の公表について、承認することと致します。

---

#### 日程第4 議案第1号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について

○**教育長** 日程第4 議案第1号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第4 議案第1号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令案について、別紙のとおり提出する。平成31年1月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、牛牧第1保育所の利用者の増に伴い、利用定員を変更するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 認可定員は何人ですか。

○**幼児支援課長** 120人です。

○**教育長** 最大限120人までは認可されていますが、受け入れることができる定員を80人から90人に変更するということですね。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第1号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令案について、可決することと致します。

---

#### 日程第5 議案第2号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第5 議案第2号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第5 議案第2号 瑞穂市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提出する。平成31年1月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、図書館の運営基準の見直しのため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**加木屋委員** 今まで本の貸出点数が5点だったものが10点になっていますけれども、10点に増えた理由は何ですか。

○**生涯学習課長** 岐阜市を含め近隣市町を参考とした場合、概ね10点となっています。5点だと少ないという要望もいただいていることもありますので、今回10点とさせていただきました。

○**加木屋委員** 要望もあったということですか。

○**生涯学習課長** はい。

○**加藤委員** 第8条で「県内の事業所に勤務、県内の学校に在学する者」というものを「市内の事業所に勤務、市内の学校に在学する者」に変更されるということですが、稀な例かもしれませんが私も大垣市や神戸町の図書館に行くと本が借りられるわけですが、例としては多くないですけれども、「市内及び近隣」という風にはなりませんか。

○**生涯学習課長** そのことにつきましては、新旧対照では第1号が「略」となっていますが、1号で「県内に居住する者」と規定されていますので、県内にお住まいの方であれば借りることができます。ですので、特に支障は無いと思います。

○**森下委員** 様式の生年月日は、和暦、西暦どちらで記入してもいいということですか。

○**生涯学習課長** はい。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第2号 瑞穂市図書館条例施行規則の

一部を改正する規則について、可決することと致します。

---

**日程第6 議案第3号 瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示について**

○**教育長** 日程第6 議案第3号 瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第6 議案第3号 瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。平成31年1月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、図書館の運営基準の見直し及び瑞穂市図書館条例施行規則改正に伴い、瑞穂市教育委員会告示の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**森下委員** 第6条の改正で旧来では弁償金額について種類別、登録年別に細かく何%と区分されていましたが、今回の改正ではとにかく現物で弁償するということですね。

○**生涯学習課長** はい。

○**加藤委員** どうしても出版されていない、在庫もないといった時には、最終的にはやむを得ず現金でということになるわけですが、そのあたりの基準というのは、「適切な機関に協議の上」との記載がありますが、これまでの基準も加味してということになるのか、全く関係なしということになるのかどうなるのでしょうか。

○**生涯学習課長** 古いものと価格も随分下がっていると思いますし、関係機関と協議しながら金額を決めていくことになると思います。

○**加藤委員** 適切な機関というのはどういったところになるのですか。

○**生涯学習課長** 県図書館など大きな図書館に聞くことになると思います。

○**加木屋委員** 利用時間について、閉館時間から3時間以内というものを無くされたわけですが、「何時から何時まで利用可能」とか「何時までなら利用可能」という規定はあるのですか。

○生涯学習課長 特に規定はありません。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第3号 瑞穂市図書館業務管理運営要綱の一部を改正する告示について、可決することと致します。

---

**日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○教育長 日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議題と致します。事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成31年1月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、平成31年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○加藤委員 今回の一部改正については異議等ありません。直接この議案とは少し違うかもしれませんが一つ心配しているのは国が支援員の定数を緩和する話が出ていますけれども、それについてはどうでしょうか。

○幼児支援課長 支援員の定数については、2人以上置かなければならないことになっており、2人のうち1人は補助職員でも良いことになっています。地域によっては児童が10人くらいしかいないのに2人置かなければならないわけですが、瑞穂市としてはそういった少数のところがありませんので、必ず2人以上置かせていただいています。

○教育長 施設の規模によって緩和されるという理解でいいですか。

○幼児支援課長 はい。

○教育長 市内にはその規模に該当するところはないので、現状どおりの条件で行うということですね。

○**幼児支援課長** はい。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

---

**日程第8 意見聴取 瑞穂市史編さん委員会設置条例の制定について**

○**教育長** 日程第8 意見聴取 瑞穂市史編さん委員会設置条例の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第8 意見聴取 瑞穂市史編さん委員会設置条例案の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成31年1月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市史編さんを担う編さん委員会を設置するため、市条例の制定にあたり瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**加藤委員** 編さん委員として監修者を含め10名、その他に執筆者10名程度との事ですが、執筆者に対しての手当てなどは考えていますか。

○**生涯学習課長** 監修者及び9名以内の委員さんにつきましては、監修者には月額12,500円、委員さんは委員会に出席していただきましたら日額6,000円を報酬額として定めています。執筆者の方については、「執筆業務」として委託し、執筆の報酬としてお支払いしたいと考えていますので、執筆していただく量の違いによって金額が相違するという形になります。

○**加藤委員** そうしますと資料を集め、整理し、原稿を作るという作業は、編さん委員であり、執筆をされる方は別にいるということですか。

○**生涯学習課長** はい。執筆をしていただける方を委嘱し、執筆をしていただくわけですが、執筆者の思いやそれぞれの表現などいろいろと調整しなければならないところが出てまいりますので、それらを執筆者会議で一つにまとめま

す。その取りまとめ役となるのが監修者です。そこでまとめ上げたものを上部組織である市史編さん委員会に諮り、徐々に進めていく形になります。監修者はどちらにも所属しますので、橋渡し役といいますか責任者という立場でやっていただくことを考えています。

○加藤委員 そうすると執筆者は原稿を書くだけということですか。

○生涯学習課長 はい。

○加藤委員 いずれにしても執筆者の方は内容については理解していただかないといけませんね。資料を集め、それをもとに原稿を書くということはやらないのですか。

○生涯学習課長 それらを含めて執筆ということになります。

○加藤委員 編さんのためにいろいろ資料を集めたり、整理したりして作業を進められると思いますが、以前、巢南の頃に集められた資料があちらこちらにあるようです。せっかく集めた貴重な資料ですのでどこかに保存するなど管理はどのようになりますか。事務局は生涯学習課になるわけですので、生涯学習課の中にまとめて保管するなど、保管室や編集室のような部屋を作る必要があると思うのですが。

○生涯学習課長 来年度はまだ大丈夫だと思いますが、平成32年度からは資料などもどんどん集まってくると思いますので、市史編さん室のようなものを作りまして、そこで一連の事務を行うようなことも考えております。資料があちらこちらに行くようなことは防ぎたいと思っています。

○教育長 監修者と編さん委員は、非常勤特別職になるということで費用弁償の条例も改正になり、執筆者については委託契約により行い、5か年計画で進めていきますという流れになります。

○加藤委員 この市史というのは大人向けのものになりますよね。図書館の利用の中で学校からの要望にあったのですが、地域の歴史、神社や仏閣など諸々の本が欲しいとのことですが、昭和の終わり頃から平成の初め頃の穂積町時代に作られた子供向けの資料がありますが、その後についてはありませんのでここで市史を作るのであれば、将来的、できれば並行して子供向けのものは検討していただけないか。

○生涯学習課長 第1段階として市史で史実をまとめまして、その後、できる

のであれば子供向けの穂積町時代にもありましたが、続編のようなものを作ればいいかと思いますが、現時点では想定できていない状況です。

○**教育長** 条例制定に伴って、市史編さんと並行、或いは編さん後に子どもたちにも使えるような資料を作成できればありがたいというご意見です。具体化するかどうか検討を事務局のほうでお願いします。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 意見聴取 瑞穂市史編さん委員会設置条例の制定について、承認することと致します。

---

### 日程第9 教育長の報告

○**教育長** 先日の成人式はありがとうございました。まずは、南保育・教育センターの麻疹についてです。新聞報道等でご存知かと思いますがご報告させていただきます。先週21日の月曜日、午後5時25分に岐阜保健所から幼児支援課に電話がありまして、市内の「南保育・教育センターの保育士さんに麻疹の疑いがあります」との事でした。誰ですかと問い合わせても「それは言えません。」ということで本人の特定ができないまま南保育・教育センターに確認すると早退した保育士が1名いましたので、その保育士が該当するであろうということで勤務状況の確認をしました。その後また連絡をいただいて、疑いについて判明するのは明日、22日火曜日の午後になるとのことでした。それからどういった対応をとるか準備に入りました。22日午後2時過ぎに県の保健医療課から「麻疹であった」とはっきりした報告をいただきまして、当日の夜には記者発表をしたいという流れの中で、臨時の保育所長会の開催、保護者説明会の準備等の対応をしたところです。その後、22日には保護者説明会を午後7時30分から、翌23日も午後7時30分から2回に分けてどちらかに出席していただけるとありがたいということで開催しました。1日目の保護者説明会には36名、2日目は29名の保護者が参加され、いろいろとご質問いただきました。専門的、医療的なことについては県の保健医療課、岐阜保健所から専門の方に来ていただき、保護者説明会に同席していただきました。保護者の方から「感染する心配はないのか」とかいろいろな質問にお答えいただきました。簡単に申し上げますとワクチンを接種している方は感染の割合は低く、大

人で2回接種していればほぼ感染しない。或いは、1回でも麻疹に罹った人は抗体ができるので感染しない。また、麻疹ウィルスはおよそ1、2時間で死滅するそうですが、感染力は強いのでワクチンを接種していない、或いは抗体ができていない方は感染してしまうそうですので、そこが怖いところだそうです。感染した場合、1,000人に1人の割合で亡くなる方がいるそうです。そのため、厚生労働省は壊滅状態に追い込むため、ワクチン接種をしてきたというところでは、子どもたちは197名が在籍しており、そのうちの193名は確実にワクチン接種していることが判明しましたが、残りの4名は保護者の方は接種したとおっしゃられる方もいらっしゃいましたが、我々としては確認ができないため未接種としてとらえています。その子たちについては、感染する可能性が高いので、安易に大丈夫だろうという判断をせずに接種していないという判断としました。その4名のお子さんがどのクラスにいて接触は大丈夫かということを確認しているところです。感染については、説明で十分に納得、安心された状況がありました。もしも、疑いが出た場合はどうするかという対応についてもその場で説明があり、文書でもお配りし、同時に市内の小中学校、幼稚園、保育所にも文書をお配りし、対応の仕方をお伝えしました。特に疑いがある場合は、岐阜保健所に連絡を入れていただくことになっていまして、そこで指示が出ます。「多分大丈夫でしょう」という場合は、通常どおり病院で診察をされ、「ひょっとすると」という場合は、保健所のほうで「〇〇病院に行ってください」というような指示が出ますので、医療機関との連携が必要となってくることとなります。潜伏期間等が過ぎて発症する可能性が先週の週末あたりから今週の初めにかけて心配でしたが、現在発症の報告は受けていませんので、今のところ感染の拡大は確認されておられません。毎朝、教育長室において当該課長、保健師さんが集まり、「昨日からお子さんや保護者の方に変化がないか」等の報告を受け、その日にやるべきことを確認し、進めています。とりわけ子どもたちはワクチン接種していますし、接種していないお子さんは気を付けていますが、保護者で1度しか接種していない方のほうが心配です。また、小学校の入学説明会が2月1日に南小学校である予定でしたが、南保育・教育センターから大半のお子さんが行かれますので、麻疹の観察期間が2月11日までとなっていることもあり、それが過ぎた以降に延期をしたところ

です。これについても連絡等はすでに終わっています。なお、南保育・教育センターの保育士でも1度しか接種していない者もおります。この保育士も感染してはいけないなどいろいろある中で南保育・教育センターで十分な保育ができない状況がみられましたので、他の保育所或いは支援センターから応援の保育士を送り込んで対応している状況が金曜日から始まり続いています。今週いっぱいまで様子を見てまた対応を考えようと思っているところです。

---

## 日程第10 その他

○**教育長** 日程第10 その他に入ります。

今、教育次長は外していますので後ほど。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 平成30年度の瑞穂市教育委員会表彰について、2月17日午前10時から巢南公民館多目的ホールにおいて開催されますので、ご都合のつく方はぜひ参加していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。もう1点は、公私連携事業として進めています「ほづみの森こども園」をこの後、現地視察していただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** このたび、岐阜地区学校図書館教育の最優秀賞ということで瑞穂市立西小学校が受賞しました。地区内で小中合わせて3校しか最優秀賞は受賞しないのですが、受賞することができました。西小学校は長年、図書館教育に力を入れているところで、岐阜県の優秀校の表彰を受けた本田小学校とともに長年続けてきた特色ある教育が認められたということで非常にうれしい受賞となりました。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 特にありません。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 特にありません。

○**教育長** 教育次長

○**教育次長** 議会の状況について説明させていただきます。外国籍児童の日本語指導について、議会でも勉強したいということで、文教厚生委員会が2月

1日に可児市の「バラ教室KANI」というところに研修として視察をさせていただきます。議会においても外国籍の子どもたちの教育に関して関心を持っていただいていますのでご報告させていただきます。

○**教育長** 報告等何かお聞きになりたい点がありましたらお願いします。

○**加藤委員** インフルエンザの状況はどうか。

○**学校教育課長** 学校に関しては、毎日1学級、2学級の報告は入っていますが、爆発的に増えて学校の大多数の学級を閉鎖しなければならないという状況までは広がっていません。

○**教育長** 全国的にインフルエンザ警報は出ていますが、それほどひどい状況ではないですね。

○**教育長** 今年初めて制定しました教育委員会表彰ですが、結構多数のお子さんについて学校から推薦がありました。学校外の活動も含めて活躍した姿をとらえていただいて申請していただいています。いろんな分野で活躍しているお子さんがいることが分かって良かったと思います。これは何らかの形で市民の皆さんに広げていきたいと思っています。スポーツばかりでなく、いろんな分野がありますので、そんなお子さんの姿も広めたいと思います。教育委員会表彰が良い形で初回を迎えることができたと思います。もしも、お時間の都合がつけば、休日にはなりますがお願いしたいと思っております。

○**教育長** 次回の会議ですが、平成31年2月26日、火曜日、午後1時00分から平成31年第2回瑞穂市教育委員会定例会を予定しています。その次は、臨時の委員会も予定しております。今年度の最終回、平成31年3月22日、金曜日、午後2時00分から平成31年第3回瑞穂市教育委員会定例会をよろしく申し上げます。

---

### 閉会の宣告

○**教育長** 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、平成31年第1回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時58分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年1月30日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納 博明

委員

森下 伊三男

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。